

### 琉球中央士族の漢籍学習について：楚南家 本を中心とする初歩的考察

水上, 雅晴 / ミズカミ, マサハル

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

53

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

2015-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010688>

# 琉球中央士族の漢籍学習について

— 楚南家本を中心とする初步的考察 —

水上 雅 晴

## 一、問題の所在

日本は一衣帯水の関係にある中国と長い交流の歴史を有し、漢学は古代から知識人の教養の最も大きな柱の一つとして特別な地位を占め続けた。十五世紀前半に統一王国が生まれた琉球の状況はこれと異なり、当初、一部の読書人の間で学ばれていた漢学に対する人々の関心が高まりを見せ始めるのは十七世紀後半に入ってからであり、「久米三十六姓」の子孫が住む久米村に孔子廟が設立されたこと（一六七六年）、彼らの子弟を対象とした漢学中心の教育施設明倫堂が孔子廟の境内に設立されたこと（一七一八年）が象徴的な事象として挙げられる。また、王府が系図座を設立して士族に家譜を書かせるようにしたところ（一六八九年）、当初は和文で書いていた首里系の士族が次第に久米村系

の士族と同様、漢文で書くようになっていったこと<sup>(1)</sup>、漢字仮名交じり文で記されていた王国の正史《中山世鑑》が漢文で書かれて《中山世譜》に仕立て直されたこと（一七〇一年）、さらには、首里の田名家に伝わる田名文書を見ると、当初は仮名中心で書かれていた王国内の辞令書が第十七号文書（一六七二年）以後、漢字のみで書かれるようになっていくことなども漢学重視に向かう流れを示す事象と見なし得る。<sup>(2)</sup>

一七九八年に高等教育機関たる国学と中等高等教育機関たる平等学校が首里に設立され、それらの中では《小学》と四書五経が主要な教材とされていたから、儒家の経典を学ぶ「経学」が琉球漢学において大きな比重を占めていたことは確かだが、琉球の読書人による漢籍の学習状況については、参照可能な資料が限られていたこともあつて、これまでほとんど手つかずのままになっている。筆者は近年、まず離島に残っている漢籍を実地調査し、その書き入れを手掛かりに、地方の読書人が行っていた漢籍学習に考察を加え、いささか明らかにするところがあつた。<sup>(4)</sup>ただし、この旧稿は琉球王国における漢籍の主要な享受層である中央士族の学習状況を考察対象に含んでいないので、解明できた範囲は限られている。本稿では、最近、研究資料としての利用が可能になった中央士族旧蔵の漢籍資料をもとに考察を深め、琉球王国全体における漢籍、とりわけ儒家の経典学習の全体像をつかむ一助としたい。なお、ここで言う「中央」とは、地理的概念ではなく、政治・文化の中心、具体的には首里・那覇・久米村・泊一带を指す言葉であることをあらかじめ断っておく。

## 二、楚南家とその漢籍

法政大学沖繩文化研究所には、「楚南家文書」と総称される久米村在住の士族である楚南家由来の文書が収蔵されている。《増補琉球関係漢籍目録》によると、「楚南家文書」は「久米村士族関係の纏まった文書で、知られている唯一のもの」であり、全二百五十一冊ある資料の中、漢籍が実に六十六点、二百二十五冊を占めている<sup>5)</sup>。久米士族に限らず、中央士族旧蔵の漢籍資料群でこの規模のものは、現在他に確認できない。この貴重な資料群は、蠹損などによって披見に支障を来していたが、収蔵機関が二〇〇九年度から実施した「楚南家文書修復・デジタル化事業」の一環として修復作業が進められ、現在、その多くが閲覧可能になっている。

楚南家は、魏姓の七世良珠（一七五一―一七七七）を小宗の祖とする家である。家譜を見ると、良珠は乾隆三十九年（一七七四）十二月に「通事に擢せられ」、翌年、「読書習礼の事を為」<sup>6)</sup>さんがために留学することを願い出て、存留通事の鄭作霖に随って渡航している。八世善継（一七七二―一八五三）は、嘉慶二年（一七九七）に通事、道光十年（一八三〇）には進貢使に随行する都通事の職位を得ており、その間、「読書習礼の事を為」すことを願い出て、王府から許可を与えられ、留学生となつて福建に二度留学している。ただし、留学生としての身分は、北京の国子監に公式に派遣される「官生」ではなく、非公式の私費留学生たる「勤学人」であった。九世学源（一七九三―一八四三）も父

と同様の経歴をたどる一方で、道光二年（一八二二）に「著作漢文司」、道光十三年（一八三三）に「国学講師」となり、漢文の読み書きの指導に携わっている。

楚南家の漢学を考える上でとりわけ注目されるのは、学源の五男掌政（一八二六〜？）である。というの、本稿で取り上げる経学に関わる文献について言うと、楚南家文書本の多くに「魏掌政」の名が墨書されていたり、その印記が見えたりするからである。掌政は道光三十年（一八五〇）に「通事に擢せられ、若里之子（『従八品』）に陞り」、咸豊六年（一八五六）には「都通事に擢せられ、座敷（『従四品』）に陞る」という具合に、父祖と同じように通事の職位を得るかたわら、咸豊五年（一八五五）には「漢文組立寄役并文之類作為之中師匠」、咸豊七年（一八五七）には「漢文組立寄役并文之類作為之師匠」に任じられ、漢文で文章を作成する指導に当たっている。

家譜によると、学源と輩行を同じくする学道・学詩・学誠、掌政と輩行を同じくする掌治・掌礼・掌銓・掌教・邦元も同様に、（存留）通事になったり、異国御用係を命じられたり、勤学人として留学したり、漢籍を教える役に任じられたりしている。以上のことから、楚南家は久米村在住士族の通例に漏れず、代々琉球王国の外交業務や漢学教育に関わり続けており、一族の士人にとって漢籍は極めて身近なものであったことがわかる。本稿では、楚南家由来の漢籍の中、最も多くの書き入れがなされている、と考えられる清の范翔の編纂に係る《四書体注》存五冊（嘉慶二十年（一八一五）刊本。登録番号…30〜34<sup>8</sup>）および清の来木臣の編纂に係る《易经大全会解》全二冊（康熙五十八年（一七一

九) 序刊本。登録番号・35・36) を主要な材料として考察を進めて行く。なお、前者には第二～第五冊の表紙に「魏掌政」と墨書されており、後者には表紙の補強に用いられたと思われる《琉球新報》の新聞紙の上に「魏掌政」と墨書されている。新聞紙の日付「大正六年九月三日」から考えて、魏掌政の旧蔵書であることを示すために子孫が書き付けたものと思われる。

楚南家本《四書体注》について言うと、本文と注釈に対する以外の書き入れにも注目すべき点が二つあるので、まずそれらを紹介する。一つは、《学問次第》と題する一文が巻頭に墨書されていることである。図1に示す通り、この文は「具志頭親方」すなわち蔡温(一六八二～一七六二)が語った言葉を記録したものであるが、現存する蔡温の著述には見当たらない。そもそも琉球の士族が学問方

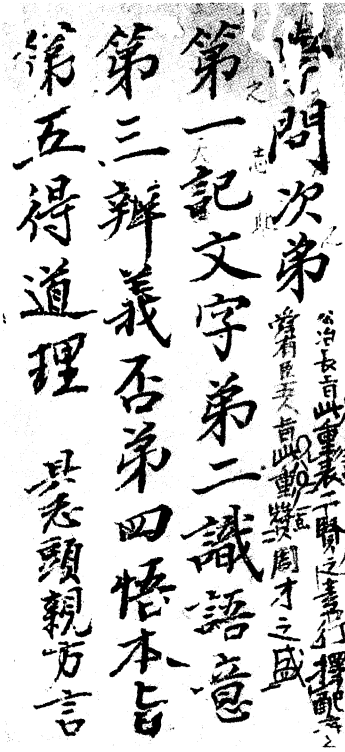


図1 蔡温《学問次第》

(法政大学沖縄文化研究所蔵楚南家文書本《四書体注・論語上》巻頭。以下本稿の中で提示される文献画像は、全て同所蔵楚南家文書本による。)

法論を説いた文章自体、ほとんど存在しない、という状況に鑑みても貴重な書き入れである。「第一、記文字。第二、識語意。第三、弁義否。第四、悟本旨。第五、得道理」(「第」と「弟」は音通)というように「小学」すなわち文字・訓詁の学を根柢に据えて「義理」の考究を目指す方法論は、清朝考証学のそれに近い面もある。

書き入れに関してもう一つ注目すべきは、学習された時期とその状況を知る手がかりが得られることである。第一冊《大学・中庸》巻頭付載の朱熹《大学章句序》の末尾の上段の空欄に、「癸卯九月初日より習于学賢、同十月十二日終」と墨書されており、「癸卯」は道光二十三年(一八四三)と推測され、本文と注釈に対する書き入れがこの年の九月から十月にかけての学習の成果であることが推察される。「学賢」は九世「学源」と同じ輩行に属する者のようだが、家譜にはその名が見えない。掌政は、癸卯の年は十八歳であり、学賢から漢籍の手ほどきを受けたと考えても不自然ではない。

第二冊《論語上》の巻頭《論語序説》末尾の下段にも以下のような書き入れがある。

道光二十二年寅十一月十一日始学(以上、ミセケチ)。

道光二十五年乙巳十月十九日、於啓□□小与金品高老兄・梁世範・鄭兆栄賢弟等相行商議、以看

此書。《公冶長篇》以下□□□(三字分ミセケチ)次年二月七日於王必選府上与蔡光藻老師兩人

相議以行看見。《雍也篇》「伯牛有疾」以下、□(次?)年六月(興)(与?)瑞□□□兆栄□□

邦□賢弟同見。本年十月廿日終。

「道光二十二年（一八四二）（学習者が掌政だとすると十七歳）に学習が始まったとあるが、この部分の記述はミセケチになっているから、この時点で学習内容は語るに足る程のものではなかったようである。書き入れの続きを見ると、本格的な学習は道光二十五年（一八四五）に始まり、本文中の書き入れには、同じ久米士族の金氏・梁氏・鄭氏等との会読の成果が取り込まれているようである。欠字部分が少なくないこともあって趣意を正確にはつかみ難いが、楚南家本《四書体注》の文字に対する書き入れからは、中央士族の学習サークルにおける漢学の営為が垣間見える。

### 三、楚南家本《四書体注》における校勘

《四書体注》は、版面を上下二段に分ち、下段に朱熹《四書集注》の本文、上段に《四書集注》に対する范翔の注釈を掲載しており、范翔の注釈は、「講章」と呼ばれる科挙受験対策用の講釈書からの引用が多くを占める。本書は科挙の四書文の対策を目的とする「挙業書」に属し、清初の康熙年間から清末の光緒年間まで幾度も版を重ねているから、科挙受験生の間で大いに重宝されたようである。楚南家本には校勘に関わる書き入れが相当多くなされており、校勘作業が漢籍学習の重要な部分



を占めていると考えられるので、まずはこのグループに属する書き入れに検討を加えることにする。

楚南家本《四書体注》所収の各経の中、校勘の文字を一番多く含んでいるのは《論語》であり、《孟子》がそれに次ぎ、《中庸》と《大学》にはそれぞれ一、二箇所程度しか見当たらない。校勘の範囲について言うと、下段の朱熹の注にも、上段の范翔の注にも均しく校勘が加えられている。校勘の方式は重ね書きの形態を取ることが多い。すなわち、版本の文字の上に、朱筆か墨筆で直接文字を上書きしたり、偏旁を加えたりすることによって、正しい文字を示そうとしている。文字の訂正が全てこの方式のみによって行なわれているわけではなく、欄外に正しい文字が記入されることもある。以下、実例を見ていくが、刊本の文字に重ね書きされていて判読困難な場合が少なくないため、全ての校改の状況が把握できているわけではないことをあらかじめ断っておく。

## (一) 《四書集注》の部分に対する校勘

事例 (a) 《四書体注・大学》伝十章「孟献子曰」節の朱注に「君子寧忘己之財、而不忍傷民之力」の句があり、「忘」字の上に朱筆で「亡」字が重ね書きされている。(図2。第十四葉左)

事例 (b) 《四書体注・論語》為政篇「季康子問」章の朱注に「季康子、魯大夫季孫氏、名將」の句があり、「將」字の上に朱筆で「肥」字が重ね書きされている。(図3。卷一、第十三葉左)

事例（c）《四書体注・論語》八佾篇「或問禘之說」章の朱注に「聖人於此、豈其有所不知也哉」の句があり、「其」字の上に朱筆で「真」字が重ね書きされている。（図4。卷二、第四葉左）

事例（d）《四書体注・孟子》離婁下篇「天之高也、星辰之遠也」句下の朱注に「故言日至者、造必者以上古十一月甲子朔夜半冬至為曆元也」の句があり、「故」字と「必」字の上に朱筆でそれぞれ「必」字と「曆」字が重ね書きされている。（図5。卷四、第二十七葉左）



図2



図4

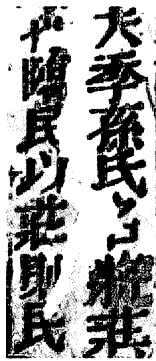


図3

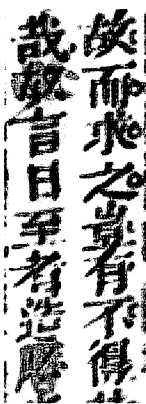


図5

朱熹の注釈の文字を対象とした事例（a）から事例（d）の校勘について言うと、楚南家本《四書体注》の文字が誤っていることは、通行本の《四書集注》と比較することで容易に理解され、楚南家の士人も通行本と対校して誤字の訂正を行なったと推察される。科挙試験対策の参考書や模範答案集などの「挙業書」は、書肆が利益を上げることが目的として刊行するものであり、速やかに市場に出すことを優先するため、校勘に十分な手間がかけられるとは限らない。そのため、テキストの質に問題が生じることが往々にしてあり、楚南家で用いられた《四書体注》もその例に漏れないため、校勘が必要だったのである。《四書体注》上段の范翔の注釈部分のテキストに目を転じると、下段の朱注の場合と異なり流通する絶対量が少ないから、別のテキストを参照してすぐに訂正できるとは限らない。この部分に対する校勘はどのようにして行なったのであろうか。

## （二）范翔注に対する校勘（一）―前後の文脈や対応関係から校正が可能なケース

事例（e）《四書体注・中庸》第一章「莫見乎隱」節の范注に「然道未形而幾已動」の句があり、楚南家の士人は「道」字の「首」の上に墨筆で「亦」を重ね書きし、「迹」字に訂正している。范注の句は下段の朱注「跡雖未形而幾則已動」と対応しているから、校改された「迹」字が正しいと考えられる。（第一葉左）

事例 (f) 《四書体注・論語》学而篇「君子不重」章の范注に「『母』字全在心上説、懼止心也」の句があり、楚南家の士人は「懼」字の上に朱筆で重ね書きし、「禁」字に訂正している。范注の句は「無友不如己者」句下の朱注「無・母通、禁止辞也」と対応しているから、校改された「禁」字が正しいと考えられる。(巻一、第四葉左)

事例 (g) 《四書体注・孟子》万章上篇「人少則慕父母、知好色則慕少艾、有妻子則慕妻子」節の范注に「乃既壯而有家室、即移其父母之心于妻子、而此心為室家所累矣」の句があり、楚南家の士人は「乃」字に対して朱筆で「\」を書き足して「及」字に訂正し、加筆の意味を明確にするため、欄外に「及」一字を朱書きしている。ここの校改は、恐らく文脈から判断してなされたものである。なぜなら、訂正文字を含む范注の句は、その前にある「及少長而知好色、即移慕父母之心于少艾、而此心為情欲所誘矣」の一句と対偶を成すからである(巻五、第二葉右)。

以上の事例 (e) から事例 (g) までの中で訂正されている文字は、形近に起因する誤字であり、前後の文脈や朱注との対応関係を調べることで比較的容易に訂正が可能なのである。しかし、楚南家本《四書体注》の范注部分に対する校勘は、その全てが単純な誤刻と考えられる文字に対してなされているものばかりではなく、以下の通り、校勘の状況が複雑なケースもある。

(三) 范翔注に対する校勘(2) — 前後の文脈や対応関係だけでは校正が難しいケース

事例(h) 《四書体注・論語》学而篇「人不知而不愠」句下の范注に「不愠」、照註『学在己』、在毅然独信上説、方不是異端放曠」の句があり、楚南家の士人は「毅然独信」四字の上に朱筆で「楽天知命」四字を重ね書きしている。(図6。巻一、第一葉右)

事例(i) 《四書体注・論語》里仁篇「子曰、君子懷德」章の范注に「按此有謂無適・無莫、即是比義上下、滾作以則者非」の句があり、楚南家の士人は「以則」二字の上に朱筆で「一団」二字を重ね書きし、その右旁に二つの「△」を加えた上で、天頭に「一団」の二字を書き入れ、さらにその右旁に二つの「△」を書き入れている。かくして訂正した文字が「一団」の二字であることを明確にしている。(図7-1／図7-2。巻二、第十三葉右)

事例(j) 《四書体注・論語》雍也篇「子見南子」章の范注に「子路氣粗、未可以与言解」の句があり、楚南家の士人は「与(與)」字に対して朱筆で「巽」字を重ね書きし、さらに天頭に朱筆で「巽」字を書き入れている。かくして訂正した文字が「巽」であることを明確にしている。(図8-1／図8-2。巻三、第十八葉左)



図 6



図 7-1



図 8-1

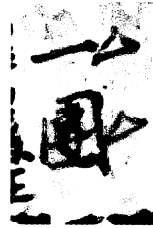


図 7-2



図 8-2

以上の事例（h）から事例（j）における楚南家本の文字と校正した文字との関係は、事例（j）を除いて字形が類似しているとは言い難く、なぜ改めたのか、その理由が判然としない部分がある。これまでの事例と異なり、前後の文脈を見ても、楚南家本の文字が正しいのか、それとも校改した文

字が正しいのか、それすらも簡単には判断できない。ただ、文字を改めた根拠については、楚南家本《四書体注》全体を通して見ることで、その手掛かりを得ることができる。二つの事例をもとにこの点を論じることしよう。

事例（k）《四書体注・論語》八佾篇「定公問、君使臣、臣事君」の一節に対する范注に「有言守之寄、則尽心以納志」の句があり、楚南家の士人は「志」字の「土」の部分に墨筆で加筆して「忠」字に改めた上で、天頭に朱筆で「『納忠』、一本作『靖猷』」という校語を書き入れている。（図9—1／図9—2。巻二、第七葉右）

事例（l）《四書体注・論語》雍也篇「子見南子」章の范注に「故只索矢之」の句があり、楚南家の士人は「索」字の右旁に朱筆で「△」を書き入れ、天頭に「『索』字、一本作『立』」という校語を書き入れている。（図10—1／図10—2。巻三、第十八葉左）



図 9-2



図 9-2

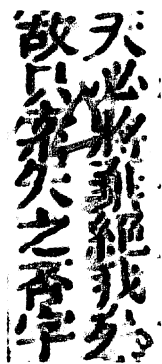


図 10-2

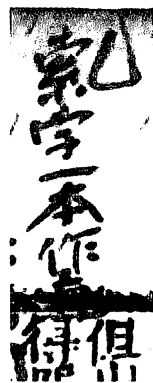


図 10-2

二条の校語に見える「一本」の二字は、楚南家の士人が集古堂嘉慶二十年刊本以外の《四書体注》の版本を参照し、それと対校していたことを示す。楚南家旧蔵の《四書体注》は法政大学沖縄文化研究所所蔵の一セットしか現存しないので、如何なる版本を参照したかを直接判断する材料は残っていない。ただ、沖縄県内には琉球士人が用いた《四書体注》が残っているので、それらと比較を試みることにしよう。

#### (四) 楚南家本の書き入れ校語と《四書体注》の流通状況

《増補琉球関係漢籍目録》によると、《四書体注》は、沖縄本島の北谷町教育委員会、石垣島の石垣市役所および八重山博物館、久米島の久米島博物館にもそれぞれ収蔵されている。これらの中、北谷町教育委員会所蔵金良家本（登録番号…金良宗邦文書4。靈蘭堂道光十一年（一八三一）刊本）、八重山博物館所蔵竹原家本（登録番号…竹原家文書6、19、27、101。刊記の類確認できず）、久米島博



物館所蔵与世永家本（与世永家文書346・344。刊記の類確認できず）は或る程度調査ができていたので、楚南家本とテキストを比較することが可能である。事例（k）の「尽心以納志（忠）」句を比較すると、金良家本が同様に「尽心以納志」に作るのに対して、竹原家本と与世永家本は「尽心以靖献」に作っており、校語に見える「一本」と一致しているが、この事実だけで、校語の「一本」が竹原家本か与世永家本と同系統の版本であると即断することはできない。事例（l）の「故只索矢之」句を比較すると、金良家本、竹原家本、与世永家本、いずれも「故只索矢之」に作っており、「立」に作るものは無い。すると、楚南家本の書き入れの校語に見える「一本」は三本以外の版本ということになる。

沖縄県外に収蔵されている完本《四書体注》に目を向けると、現在までのところ、筆者が調査を実施しているのは、国立公文書館内閣文庫所蔵本三種、すなわち同文堂嘉慶元年（一七九六）刊本（登録番号・277-169）、嘉慶十年（一八〇五）書業刊本（登録番号・277-164）、務本堂嘉慶十七年（一八一二）刊本（登録番号・277-163）である。以上の三本に即して、事例（k）の「尽心以納志」句および事例（l）の「故只索矢之」句を同様に比較してみると、三本いずれも前者は「納志」に作り、後者は「索」に作り、やはり楚南家本の校語に指摘されている「一本」と一致しない。

ここまでの比較を通して、《四書体注》に多くの版本があり、テキストが版本ごとに異なることが明らかになったが、文字の異同の状況が複雑なので、楚南家本のテキストおよび書き入れ校語によって校改された文字と六種の版本の文字との関係を図表化してみた。六種の版本は略号で示してあり、

g	f	e	d	d	c	b	a	事例
乃既壯而有家室、	懼止心也。	然道未形而幾已動。	造必者以上古……。	故言日至者、	豈其有所不知也哉。	魯大夫季孫氏、名將。	君子寧忘己之財。	楚南家本のテキスト
乃↓及	懼↓禁	道↓迹	必↓曆	故↓必	其↓真	將↓肥	忘↓亡	校改
乃	懼	迹	曆	故	真	肥	忘	金
*	懼	道(天頭「迹」)	*	*	真	肥	忘	竹
*	懼	迹	*	*	真	肥	忘(校改「亡」)	与
乃	懼	*	曆	故	真	肥	亡	169
乃	懼	迹	必	故	其	將	忘	164
乃	懼	迹	曆	必	真	肥	忘	163

「金」・「竹」・「与」はそれぞれ「金良家本」・「竹原家本」・「与世永家本」を指し、算用数字はいずれも内閣文庫所蔵本の登録番号の後半部分である。事例(a)を例に取ると、《四書体注》嘉慶二十年刊本に「君子寧忘己之財」の一句があり、楚南家の士人は書き入れ校語によって「忘」字を「亡」字に改めている。金良家本・竹原家本、それに内閣文庫所蔵本の嘉慶十年刊本と嘉慶十七年刊本は「忘」に作り、与世永家本も「忘」に作るが、そこに見える書き入れは「亡」に改めるべきことを指摘しており、内閣文庫所蔵の嘉慶元年刊本だけが最初から「亡」に作っている。表の中の太字は、楚南家本で校正されている文字と一致している文字であり、「\*」は未調査もしくは当該部分が欠損していることを示す。

この図表から知られるのは、六種類の《四書体注》の版本の文字は、それぞれ他の版本と相違する箇所を含んでおり、楚南家本と完全に一致する版本も無ければ（嘉慶十年刊本〔164本〕が一番近いが、事例（e）では一致していない）、校正された文字と完全に一致する版本も無い、ということである。事例（k）の中で「一本」に見えるものとして提示されている文字は、竹原家本・与世永家本と一致しているが、両書とも事例（1）の場合は「一本」の文字と異なっているので、楚南家の士人が参照した「一本」が特定の版本の《四書体注》だとしたら、図表に並べた六種類とは別のものということになる。このように「一本」がどの版本を指すか現段階では特定できないが、本節の考察を通して、琉球王国内にはテキストを異にする複数の版本の《四書体注》が流通していて、楚南家の士人は他の版本と比較することで、自家のテキストの質を高めようとしていたことが明らかとなった。

楚南家の士人が《四書体注》に収録されている范翔の注釈の文字の校勘にかなり力を注いでいるこ

l	故只索矢之。	索↓立	索	索	索	索	索	索	索
k	則尽心以納志（忠）。	納志↓靖獻	納志	靖獻	靖獻	納志	納志	納志	納志
j	未可以与言解。	与↓異	異	異	異	異	与	異	異
i	滾作以則、	以則↓一團	一團	一團	一團	一團	以則	以則	以則
h	在毅然独信上説、	毅然独信↓ 樂天知命	樂天知命	樂天知命	樂天知命	樂天知命	毅然独信	樂天知命	樂天知命

とは確認できたが、朱熹の注釈の末疏に過ぎないその注釈を何故、そこまで重視したのであろうか。そもそも、朱熹の《四書集注》の再注釈書にしても数多く出されているのに、《増補琉球関係漢籍目錄》に《四書体注》だけが五セット著録されているのも不思議なことである。琉球王国内の儒学学習の全般的な傾向に関わるこれらの問題に対しても、やはり書き入れに着目することで解答を提出できると思われるので、節を改めて論じることしよう。

#### 四、楚南家本《四書体注》への書き入れからわかること

楚南家本《四書体注》には大量の書き入れがなされていて、書き入れはいくつかのグループに分けることができ、前節で取り上げた文字の校勘に関わるものが一つのグループを形成する。本節では、他の二つのグループについて順に論じていくことにする。

##### (一)《四書体注》が読まれた理由

琉球士人の間で《四書体注》が良く読まれた理由については旧稿において論及し、中国の科挙に相当する「科試」の中、四書題に関わるものが本書から出題されたからである、という説を提出した<sup>1)</sup>。竹原家本や与世永家本の所々に「科」の文字が書き入れられていることを根拠として立説したのであ

るが、離島の漢籍の中に「科」の文字が見えることを指摘しても、その事実が琉球全体の漢学と如何なる関わりを持つか不分明である。また、琉球王国の中で科試を受験できたのは本島の士人だけであった、という見解が広く受け入れられている現在の状況では、卑見が十分な説得力を備えた説として受け入れられるとも思われない。今回、中央士族の楚南家旧蔵の《四書体注》の書き入りを調べてみたところ、主として天頭にやはり科試に関わる文字が記されており、この問題に関する考察を進める上での有力な材料がそこから得られることがわかった。

楚南家本《四書体注・論語》学而篇の冒頭部分を参照すると、范翔注「学而全旨」の標示の右旁には「咸豊元年宮古科」の墨筆書き入れ(図11)。卷一第一葉右)、「巧言全旨」の標示の天頭には「□□二十一年科」の墨筆書き入れ(図12。卷一第二葉左)、「敬事全旨」の標示の天頭には「科」の朱筆書き入れ(図13。卷一第三葉右)、「不重全旨」の標示の天頭には「道光十二年壬辰」の墨筆書き入れと「科」一字の朱筆書き入れ(図14。卷一第四葉右)がそれぞれ認められる。<sup>12)</sup> これらの中、最初の事例がとりわけ注目に値し、楚南家本《四書体注・孟子》尽心下篇「堯舜全旨」の標示の天頭にある「咸豊四年寅八月廿(?) 四日宮久科」(図15。卷七第三十葉右)の朱筆書き入れと考え併せると、宮古島でも科試が実施されていたと考えるのが自然であり、<sup>13)</sup> これら二箇所<sup>14)</sup>の書き入れは科試の受験資格が本島の士人に限られていた、というこれまでの通説に対する見直しにつながる。



図 11



図 13



図 14



図 12

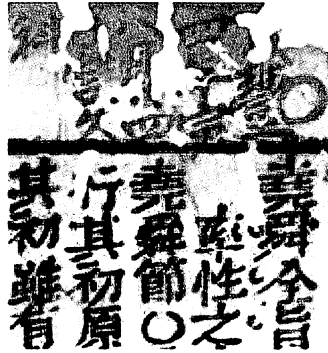


図 15

楚南家本《四書体注・大学》经文「物格節」の標示の天頭に認められる「道光二年科」(図16。第二葉左)の朱筆書き入れも注目に値し、旧稿で指摘した通り、久米島の与世永家本の同じ箇所にも朱筆で同じ「道光二年科」の書き入れがなされているから、この書き入れも本島以外の士人が科試を受

験できたという傍証に数えられる。《四書体注・論語》雍也篇「誰能全旨」の標示の天頭にある「咸  
 豊二年西之平等科」(図17。巻三十六葉右)に至っては、本島内の試験が地区別に実施されること  
 もあったことすら示唆している。「西之平等」の「平等」は、首里を構成する三つの行政区画に添え  
 られる呼称であり、琉球王国時代の首里は、「南風之平等」・「真和志之平等」・「西之平等」の「三平  
 等」からなっていた。

補足すると、これらの科試に関わる書き入れは、他書から転記したものと考えられる。楚南家本  
 《易经大全会解》「随卦全旨」の標示の天頭に「辛巳科」(図18。巻一第四十七葉左)とあるのは、「辛  
 巳」の年にこの部分が出題されたことを示す。この「辛巳科」三字が他書に見え、楚南家の士人はそ  
 れを転記したのだが、年号が附されていないので、これだけでは実際に試験が実施された年がわから  
 ない。そこで、「以憲書考之、即道光元年也(憲書を以て之を考ふれば、即ち道光元年なり)」とある  
 ように、清朝が発布する公式の暦「時憲書」をもとに、「辛巳」が道光元年(一八二〇)を指すこと  
 を確認したわけである。その六十年前の「辛巳」、すなわち乾隆二十五年(一七六〇)の時点では科  
 試は実施されていないし、六十年後の「辛巳」、すなわち光緒五年(一八八〇)は琉球処分の後で、  
 すでに科試の制度が廃止されている。



図 16



図 18

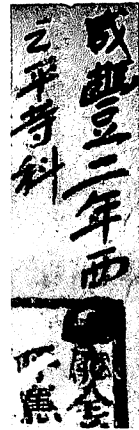


図 17

楚南家本《四書体注》に対する書き入れの中、科試の実施に関わるグループに着目した以上の考察を通して、《四書体注》が范翔の注釈まで含めて科試の出題対象に含まれていたことが現実になった。すると、前節で紹介したように、范翔の注釈にまで校勘や訓点を加えられているのは、科試の受験準備の一環だったと考えても、見当違いだと簡単に退けることはできないであろう。

(二) 《四書体注》学習の状況

楚南家本《四書体注》に対する書き入れの中、第三のグループは、本書の学習状況を示すものである。たとえば、《四書体注・論語》学而篇「曾子曰、吾日三省我身。為人謀而不忠乎、与朋友交而不



信乎、伝不習乎」の天頭には、「曾子三省、固無非忠信學習之事。然人之一身大倫之目、自為人謀・交朋友之外、得無猶在所省乎。見匯參・玩注」<sup>14</sup>なる書き入れが認められる（巻一第二葉左）。ここで参考文献に指定されている「匯參」は王步青《論語集注本義匯參》、「玩注」は冉觀祖《四書玩注詳説》をそれぞれ指し、いずれも《四書集注》に施された注釈やそれに対する講釈の類を寄せ集めて作成された清代の挙業書である。書き入れが指摘する通り、《匯參》には「曾子三省、固無非忠信學習之事。然人之一身大倫之目、自為人謀・交朋友之外、得無猶在所省乎」という質問の文に続き、「曰、曾子也不是截然不省別底、只是見得此三事上、実有纖毫未到処。其他処固不可不自省、特此三事較急耳」<sup>15</sup>という回答の文が提示されている。

実はこの問答の文章は、《匯參》の中で「語類」の標示に続いて引かれていることからわかるように、《朱子語類》巻二十一〈論語三・学而篇中〉からの孫引きである。《朱子語類》は決して稀觀書とは言えないが、楚南家の士人が直接引用をしていないことは、その蔵書の状況を暗示している。《四書体注》の書き入れには、《匯參》や《玩注》と同様の方式で編纂された挙業書の名が頻繁に見え、《論語》の部分で言うところ、明代では張居正《四書直解》と胡広《四書大全》、清代では李沛霖《朱子異同条弁》、翁復《四書体注合講》、黄瑞《四書会要録》、周大璋《四書朱子大全精言》などが引かれており、《朱子語類》のような原典を直接引用した事例は確認されない。

他方、書き入れに書名が見えるこれらの書物がいずれも《増補琉球関係漢籍目録》に著録されてい

ないことは、これまでその存在が確認されていなかった書物も琉球王国内で流通していたことを示す。李沛霖《朱子異同条弁》について言うと、この書物は乾隆五十三年（一七八八）六月に刊行された《浙江省查辦奏繳應燬書目》に著録されているように、清朝では禁書に定められていた。<sup>17</sup> 吳哲夫の見解によると、本書が禁書とされた理由は「呂留良の講義が七百二条含まれている」<sup>18</sup>からである。楚南家本《四書体注・論語》公冶長篇経文「子曰、焉用佞。禦人以口給、屢憎於人」右傍の書き入れに「此句句有意、見《条弁》之呂晚村」（卷三第二葉左）とあるのを見ると、死後に大逆罪に問われた呂留良の名を出すことを楚南家の士人が憚っているようには見えない。<sup>19</sup> 先に引いた《四書体注・論語》卷頭〈論語序説〉末尾の識語によると、公冶長篇は道光二十六年（一八四六）に実施された読書会で読まれているから、書き入れはこの時になされた可能性が高い。禁書令が下され、文字獄が起こされた清朝とは異なり、琉球の読書人は自由な思想空間の中で漢籍を学んでいたと言える。

ところで、楚南家の士人は中国の挙業書を用いてどのように学習を進めたのであろうか。楚南家本《四書体注・論語》学而篇「学而全旨」と「学而節」の標示の天頭には、以下の書き入れがある（いずれも卷一第一葉右）。

「学」与「習」有何分別。見《体注》按。（訳…「学んで時に之を習ふ」の「学」と「習」には如何なる区別があるのだろうか。《体注》の按語を参照。）

「亦」字承何言哉。見《玩注》。(訳：「亦た樂しからずや」の「亦た」の字は何を受けて言っているであろうか。《玩注》を参照。)

「朋」字与「友」字有何分別。見《大全》・《俚諺鈔》。(訳：「朋、遠方より来たる有り」の「朋」の字は「友」の字とどういいう違いがあるのだろうか。《大全》と《俚諺鈔》を参照。)

三例とも《論語》本文に見える文字の意味内容に関わる問題を提起した後、それに対する解答が記されている書物や該当箇所を提示するにとどめている。楚南家本《四書体注》では、《論語》と《孟子》においてこの種の書き入れが大量になさっていて一つのグループを形成している。楚南家の士人による経書の学習内容を示すこのグループに属する書き入れは、経文や注釈に出てくる漢語の意味や文法に関する知識を確認する段階、蔡温《学問次第》の言葉借りれば「記文字」と「識語意」の段階に属するものとは言えるが、学問の最終的な目標である「得道理」に結びつくものとは言えない。楚南家の士人がクイズ形式の問題を設定してそれに解答する形態の学習に熱心に取り組んだのは、科試の受験対策になったからだと推察されるが、明証はまだ得られていないから、これは仮説として提示しておく、関連資料が出てくるのを待ちたい。

楚南家本《四書体注》の書き入れに見える書物は、大半が中国人によって著されたものだが、日本人による述作も一点だけ利用されている。先の引用文に《俚諺鈔》と略称で示されていた毛利貞斎

《論語集注俚諺鈔》がそれである。<sup>(20)</sup> 本書は、和語でもって朱熹《論語集注》を逐語的に解説した初学者向けの書物であり、中国の「講章」に類する。すでに紹介した《四書直解》と《四書大全》の二書以外に、蔡清《四書蒙引》、林希元《四書存疑》、盧一誠《四書便蒙講述》、陳琛《四書淺説》等の明代挙業書が書中に引用されている。《論語集注俚諺鈔》のような自習書が江戸時代の日本において流行し、<sup>(21)</sup> その余波が琉球に及んでいたことは、毛利貞斎が中国の辞書《玉篇》を増補し和訓を付した《増統大広益解玉篇大全》の文言が琉球漢籍の書き入れに散見することからも知られる。琉球漢学に対する毛利貞斎の影響は広い部分に涉っているように思われるが、その実態は明らかにされていないので、別稿においてその点の解明を試みたいと考えている。

## 五、楚南家本の経書に書き入れられた訓点

前節まで、楚南家本《四書体注》に対する書き入れの中、文字の校勘に関わるもの、科試の実施に関わるもの、漢籍の学習内容を示すもの、これら三つのグループに属するものについて論じた。漢籍に対する書き入れの文字でその書物の読みに直接関わるのは、返り点や添え仮名などの訓点であるが、ここまでの議論で触れなかったには理由がある。それは、楚南家本《四書体注》には訓点を書き入れられておらず、この方面に関する考察に資する所が無いからである。ただ、本書に訓点が見当た

ないからと言って、楚南家の士人が訓読をしていなかったことにはならず、実際、経学に関わる別の漢籍である楚南家本《易経大全会解》にはかなりの量の訓点の書き入れがなされている。本節ではこの書物に書き入れられている訓点に検討を加えることにする。

## (一) 《易経大全会解》について

《易経大全会解》は、《周易》に対する宋代の代表的な注釈書である朱熹《周易本義》を再注釈した書物であり、清の来木臣によって編纂された。《易経体注会解合参》や《易経体注大全会解合参》などの異名があり、多くの版本がある。<sup>(2)</sup>本書の体裁は《四書体注》に似ており、版面の下段に朱熹《周易本義》の本文、上段にそれに対する来木臣の注釈が配置されており、上段の注釈には下段の経文や注釈の理解を助ける講説が諸書から引用されている。四書の場合と同様、易に關しても、朱熹の注釈書が元から清にかけての科挙の試験において答案を作成する際の標準的な注釈書であったことに鑑みると、やはり挙業書に分類されるものである。楚南家本《易経大全会解》乾卦象伝「雲行雨施、品物流形」の天頭に「咸豊四年（一八五四）寅八月之宮久科」の書き入れがあり（巻一第四葉右）、屯卦卦辞「屯、元亨利貞。勿用有攸往。利建侯」の天頭にも「咸豊三年（一八五三）丑四月九日之科」の書き入れがあり（巻一第十七葉右）、同様の文字が書中に散見するから、《四書体注》と同じく本書も琉球の科試において用いられていたと考えられる。<sup>(2)</sup>楚南家の士人が訓点を施したのは、恐らく受験勉

強のためであろう。

本書にも学習時期を示す書き入れが認められる。巻頭〈周易本義目録〉の末尾の左上空欄に、「丁未七月初八日始、至乎坤卦、八月廿五日終」という書き入れがあり、「丁未」は恐らく道光二十七年（一八四七）を指し、一ヶ月あまりかけて、六十四卦の筆頭に位置する乾卦と坤卦の部分を学んだことがわかる。当該部分における訓点を含む詳細な書き入れは、その時に加えられたものと推測され、加点が魏掌政だとすると、二十二歳の時の学習の成果ということになる。

## （二）楚南家本《易经大全会解》と文之点

琉球の経学に関わる漢籍の訓点を論じる際にまず解決しなければならない問題は、文之点との関係である。旧稿でもこの問題を取り上げ、琉球王国内での経書理解はもっぱら禅僧の南浦文之（一五五五～一六二〇）が加えた訓点にもとづいてなされていた、と見なす通説に対して疑問を投げかけた。通説の主要な根拠となっているのは、文之の弟子である泊如竹（一五七〇～一六五五）による「琉球の」国中の十分の八は、文之点の四書を用ゆといふ」という発言、それに一七六二年に土佐に漂着した照屋里之子による「点本は薩摩の僧文之が点を用ゆ」という陳述であるが、琉球王国時代に漢籍に書き入れられた訓点と文之点とを比較してみると一致しない事例が多数見いだされるので、これらの証言の信頼性を確認する必要があることを旧稿では指摘した<sup>24</sup>。ただし、旧稿で比較のために用いた

資料は、竹原家本《四書体注》にとどまり、石垣島在住の読書人によって加點されたこの書物だけで当時の琉球王国における全体的な学問傾向を判断することはできない。そこで、中央士族である楚南家の士人によって訓点を書き加えられた《易經大全會解》に検討を加えることで、琉球漢学と文之点との関係に対する理解を深めることにつなげたい。

易学方面の書物で文之に関わりがあるものとして《周易伝義》が挙げられる。程頤《易伝》と朱熹《周易本義》とを合刻し、文之による訓点を付した和刻本は、「《周易程伝》・《本義》、未有和点読者、往々苦之。以故、吾文之翁、旁加和点、以示門弟子也」という如竹の跋語によると、両書に対して国内で最初に加點がなされたものである<sup>(25)</sup>。先に説明した通り、《易經大全會解》の下段にも朱熹《周易本義》が掲載されているから、下段に書き込まれている訓点は、琉球漢学に対する文之点の影響を考える上での有効な資料たり得る。

両書の訓点を比較してすぐに気づくのは、文之が加えた訓点の全てが楚南家本《易經大全會解》に書き入れられているのではない、ということである。たとえば、冒頭部「周易上経」の四字に対する朱熹の注釈に対して、文之点本では以下のように訓点を施している。

右<sup>(26)</sup> 周代<sup>ハノ</sup>名也。易書<sup>ナリ</sup>名也。其<sup>ノ</sup>卦本伏羲所<sup>レ</sup>画、有<sup>二</sup>文<sup>一</sup>易變<sup>レ</sup>易之<sup>ノ</sup>義、故謂<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>易。(卷一第一葉)

この一節に対する楚南家本の訓点は、句読点を加える以外では、「交易」二字と「変易」二字との間にそれぞれ音合符を施すにとどまり、添え仮名や返り点は全く認められない（巻一第一葉右）。したがって、この部分を実際にどのように読んでいたかを正確に理解する手立ては無い。右のように文之点に比して楚南家本に訓点が乏しい例は、しばしば見受けられる。《易经大全会解》は書肆が売値を抑えるために、限られたスペースにできるだけ多くの文字を詰め込んで印刷しようとしたようであり、もともと書き入れ可能なスペースが相当限られているから、文之点本の訓点を自己所蔵の漢籍に一字一句違えぬように書き入れることは物理的に無理があるのも事実である。しかし、スペースに余裕があっても訓点が書き入れられていないことも珍しくない。日本の中世における漢学学習は、先行的な漢籍に記されている権威ある訓点を自分の本に移点することを基本としたが、琉球王国の士人は、仮に文之点に即して漢籍を読んでいたとしても、それに類する学習形態は取っていないようである。

ついでながら、文之点本だけでは《易经大全会解》の朱注に対して漏れなく加点することが難しいことを指摘しておこう。文之点本《周易伝義》と楚南家本《易经大全会解》とを比較していくと、前者が訓点を加えていない箇所の後者が加点しているケースがあることに気づく。たとえば、六十四卦の排列順を説明する序卦伝に対して、文之点本はほとんど訓点を施しておらず、冒頭部の「有天地然



後万者生焉盈天地之間者唯万物」の一節にしても、句読点を含め全く加えていない（巻二十四第六葉左）。楚南家本は同じ句に対して、「有天地然後万者生焉、盈<sub>二</sub>天<sub>一</sub>地<sub>二</sub>之間<sub>一</sub>者、唯万<sub>一</sub>物。」という具合に、十分とは言えないが或る程度の訓点は加えている（巻四第五葉左）。

同様の事例は、楚南家本《易経大全会解》の末尾に近い部分に集中的に観察される。それには相應の理由があり、《周易伝義》に付刻されている訓点は、文之が元来、《周易伝義大全》に書き入れたものを転記したものであるが、文之は《周易伝義》と巻立てが同じである《周易伝義大全》巻二十二（繫辞伝上）以下の部分に全く訓点を施していないのである。現在、《周易伝義》の巻二十二（繫辞伝上）以下に訓点が見えるのは、弟子の正円によって加えられたものであるが、正円による付訓は不徹底であり、とりわけ朱熹の注釈部分で白文が続くことが珍しくない。すると、朱熹《周易本義》全体にわたって文之点に従って訓点を施すことは原理的に無理な話なのであり、少なくとも文之点の影響が四書五経の隅々にまで達んでいたと考えることはできなくなる。

訓点の有無に着目した比較だけだと一面的な考察にとどまるので、次に訓点の書き入れ方式を比較して見よう。乾卦卦辞に対する朱熹の注釈の一節に対して、文之点本には以下のように訓点を加えられている。

故<sub>ニ</sub>於<sub>下</sub>筮<sub>一</sub>得<sub>テ</sub>此<sub>二</sub>卦<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>六<sub>一</sub>爻皆不<sub>レ</sub>変<sub>ナル</sub>者<sub>上</sub>、言<sub>下</sub>其<sub>レ</sub>占<sub>ニ</sub>得<sub>テ</sub>大<sub>ニ</sub>通<sub>ル</sub>而<sub>レ</sub>必利<sub>在</sub>正<sub>一</sub>固<sub>ニ</sub>、然<sub>レ</sub>後<sub>シテ</sub>可<sub>シト</sub>中

以保<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>終<sup>ヲ</sup>也。(卷一第二葉右)

これに対して、楚南家本《易経大全会解》の訓点は以下のようになっている。

故於<sup>ハ</sup>筮<sup>シテ</sup>得<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>卦<sup>ニ</sup>而六<sup>ノ</sup>爻皆不<sup>レ</sup>変者<sup>上</sup>、言<sup>下</sup>其<sup>レ</sup>占<sup>ハ</sup>当<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>大通<sup>ニ</sup>而必利<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>正<sup>ノ</sup>固<sup>ニ</sup>、然<sup>レ</sup>後<sup>ナリト</sup>可<sup>中</sup>以<sup>テ</sup>保<sup>ル</sup>其<sup>レ</sup>終<sup>ヲ</sup>也。(卷一第一葉左、第二葉右)

さほど長い文章ではないが、訓点の施し方について、両者の間に少なからぬ差異が見いだされる。

①「筮得此卦」の「得」字を動詞の補語と見るか、一つの動詞と見るかの違いに起因する訓読の語順の相違、②「不変」を音読するか、訓読するかとの相違、③「当得大通」句について、「大通」から「得」字に戻る時に、レ点を用いるか、一・二点を用いるかの相違。④「必利在正固」句における「利」字の品詞のとらえ方の違いに起因する訓読の相違、⑤「言……可以保其終」句について、訓読での語順は一致しているが、その語順を示す時の返り点の施し方の相違。

このように、原文の文字の品詞や文法機能に対する理解が異なっているため訓読が異なる場合もあれば、訓読の語順は一致していても返り点の使い方が異なっている場合もある。①から⑤の中で文之点の特徴が現れているのは、二字戻って読む場合にレ点が使われている③と⑤である。現在であれば、

通常、一・二点や上・下点などを用いる箇所にはレ点を使うのは、文之が属する「薩南学派」の家法と言える。桂庵玄樹（一四二七―一五〇八）が構想したとされる訓法が記されている（桂庵和尚家法倭点）では、現在のレ点に相当する「雁金点」について、「二字三字乃至五六字マデモ下ヨリ読ミノボセバ可レ用レ雁金也。不レ可レ用ニ一二点。雖三字中于於等置字有レ之、可レ用ニ一二点」と説いている<sup>(28)</sup>。二字戻する場合だけでなく、三字以上戻する場合にもレ点（雁金点）を用いるべきだと主張している。桂庵玄樹から見て三伝の弟子に当たる文之は、ここに説かれていることを忠実に実行しているわけではなく、レ点を用いるのは二字戻の場合に限られているが、管見によると、その用法はほぼ一貫している。

もし楚南家の士人が文之点の影響を強く受けていれば、二字戻って訓読する場合にレ点を用いるはずであるが、右に紹介した乾卦卦辞朱注の一節に関しては、そうなっていない。これだけだと孤証なので、以下、同様の事例をいくつか紹介しよう。つまり、二字戻って訓読する際に文之点本がレ点を付している箇所に楚南家の士人も何らかの返り点を書き入れている箇所について、文之点本（周易伝義）と楚南家本《易经大全会解》の冒頭部から順に比較していく。なお、比較するのは返り点に限定し、添え仮名の提示は省略する。

事例（１） 乾卦卦辞「元亨利貞」に対する朱注

\*文之点…故自下而上、再倍而三、以成レ八卦。／楚南家…故自下而上、再倍而三、以成レ八卦。

事例(2) 右に続く朱注

文之点…以成レ六一画。／楚南家…以成レ六一画。

事例(3) 乾卦初九爻辞「潜竜勿用」に対する朱注

\*文之点…故謂レ陽爻為レ九。／楚南家…故謂レ陽爻為レ九。

事例(4) 右に続く朱注

文之点…未レ可レ施用。／楚南家…未レ可レ施用。

事例(5) 右に続く朱注

文之点…当レ觀レ此象而玩レ其占也。／楚南家…当レ觀レ此象而玩レ其占也。

事例(6) 乾卦九二爻辞

\*文之点…見竜在レ田、利レ見レ大人。／楚南家…見竜在レ田、利レ見レ大人。

事例(7) 同、朱注「物所利見」

文之点…物所レ利見。／楚南家…物所レ利見。

事例(8) 右に続く朱注

\*文之点…此以レ爻与レ占者相レ為主賓、自為レ一例。／楚南家…此以レ爻与レ占者相レ為主賓、

自為レ一例。

事例（9） 乾卦九三爻辞朱注

\*言能憂懼如<sub>レ</sub>是、則雖<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>危<sub>レ</sub>地而无<sub>レ</sub>咎也。／言<sub>下</sub>能憂懼如<sub>レ</sub>是、則雖<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>危<sub>レ</sub>地而无<sub>レ</sub>咎也。

（以上、《周易伝義》卷一第一葉左／第三葉右／《易経大全会解》卷一第一葉左／第二葉左）

レ点の用法に限ると、九例中、五例において、楚南家の士人が書き入れた返り点が文之点と一致しているの、楚南家本《易経大全会解》における訓点が文之点の影響を全く受けていないとは言えないが、さりとて楚南家の士人が文之点の訓法を常に忠実に守ろうとする態度を確認することもできない。レ点以外の返り点の付け方が異なるケースがあることも、右に掲げた事例から付随的に看取される。紙幅の関係で詳細な比較は別稿に譲るが、付訓の状態や方法に対して初歩的な考察を加えた結果、琉球漢学に対する文之点の影響は否定できないものの、影響の度合は限定的であることが確認された。今後、琉球における経書の学習について議論をする際、その解釈が文之点の支配下にあったことを無条件の前提とすることはできなくなったように思われる。

## 六、結論

琉球王国時代の漢籍は、戦火や自然災害のためその多くが失われてしまっているため、漢学に対す

る研究が立ち後れていることは否めない。現在残っている関連資料の絶対数は少ないが、近年、目録の整備や修復作業の進展によって本格的な研究を発展させる環境が整いつつあるので、この好条件を生かし、楚南家文書に含まれている漢籍を实地調査してみた。すると、この資料群に属する漢籍の多くに書き入れが認められるばかりでなく、これらの書き入れが中央士族による漢籍学習をたどる上で有効な資料であることが判明した。そこで、書き入れの文字がとりわけ多い経学に関わる文献二種を選び、検討を加えてみた。

まず《四書体注》における校勘の状況を調査したところ、楚南家の士人が通行本を参照したり前後の文脈を押さえたりすることで誤字を正したと見られる事例の他、別の版本を見て文字を改めたと思しい事例も観察された。この中、後者の場合について、どの版本に従って文字を改めたかを明らかにするため、琉球王国時代に流通していた異なる版本数種やその他の版本数種と比較してみたが、楚南家の士人が参照した版本を特定することはできなかった。それでも、楚南家においては他の版本と比較することで自家の《四書体注》のテキストの質を高めようとしていたことは確認できた。

次に、楚南家の士人が入念に《四書体注》の文字の校勘を行なった理由を考えてみた。考察の手掛かりとなるのが欄外に散見する「科」の文字である。楚南家本《四書体注》の天頭には、「道光二年科」のように特定の年に実施された科試の問題であることを示す書き入れがなされている。旧稿では、この種の書き入れが離島の《四書体注》に見えることを指摘したが、通説では本島外の読書人には科試

の受験資格が無かったとされているので、離島の読書人による科試の受験勉強の痕跡を示す証拠として離島の漢籍資料を提示しても説得力を欠き、断定的なことは言えなかった。今回、本島内の中央士族旧蔵の漢籍の中に離島と同様の書き入れが確認できたばかりでなく、「宮古科」という離島でも科試が実施されていたことを示唆する書き入れまで見いだせたので、離島の読書人が卒業書である《四書体注》を学んだ目的が科試の受験対策にあったとする旧稿の仮説の信憑性を高めることもできた。ただし、本稿において行ない得たのは考察は、まだなお先行研究の見直しを求める提言レベルにとどまっており、琉球の科試に対する本格的な実態解明は、関連資料に対するさらなる調査と検討を待たなくてはならない。

続いて、漢籍の学習状況を示す書き入れにも考察を加え、楚南家の士人がクイズ形式の問題を設定し、それに解答を与える形の学習を行っていたことも明らかにした。この学習方式も科試対策に関わると推測されるが、関連資料が全く見つかっていないので、仮説として提示するにとどめた。この他、楚南家の士人が朱熹や范翔の注釈の意味を理解するために、多数の漢籍を参照していたこともわかった。それらの書物も卒業書に分類されるものであるが、琉球漢籍を整理した目録には著録されていない。ということは、琉球漢籍の書き入れは、現存の目録だけでは把握しきれない琉球王国時代における漢籍流通の実態について、その一端を明らかにするのを助ける資料にもなるのである。

最後に、訓点を取り上げ、通説では琉球漢学に圧倒的な影響を及ぼしたとされる文之点と琉球漢学

の関係を再検討してみた。楚南家本《四書体注》には訓点の書き入れがなされていないので、文之が加点している《周易経伝》と同じ経文と注釈を版面の下段に収載する楚南家本《易経大全会解》を比較の対象に選び、楚南家の士人が書き入れた訓点と文之点との異同の状況を調査してみた。全容の解明はさらなる考究を待たねばならないが、初歩的な比較を通して、両者の間には共通する部分も勿論あるが、相違する部分も少なくないことが確認でき、楚南家の士人が文之点に忠実に訓読しようとしていたとは言えないことが結論として導き出された。

かくて楚南家本の漢籍の書き入れを調査することで、琉球の読書人の漢籍学習の状況や方法、その目的等、これまで不明確だった部分に光を当てることができ、通説の見直しにつながる知見も得られた。大量の書き入れを持つこの資料群に対して多角的な研究を進めることで、琉球漢学の実相にこれまで以上に近づくことが可能になるに相違ない。

　擱筆する前に、文之点と琉球漢学との関係について補足すると、久米で一七六〇年、首里王府で一七八〇頃から科試が実施されるようになったこと<sup>29)</sup>で、琉球王国における漢学、とりわけ経書の学習に従事する人の数が飛躍的に拡大したばかりでなく、経学の内容が大きく変容したと推察される。人材登用試験制度とその時々<sup>30)</sup>の教育との間に密接な関連があることは、中国の科挙の歴史を見ると容易に理解されるところである。文之点<sup>30)</sup>が当初、圧倒的な権威を持っていたとしても、新たに導入された科試において解釈の標準と定められない限り、その権威が失われるのが必然の流れであり、沖縄本島や



離島に残されている経学書に書き入れられている訓点との相違は、文之点がその權威を維持できなかつたことを暗示する。文之点の流行ぶりを示す泊如竹の発言は科挙開始の一世紀前と古いものであり、照屋里之子の陳述がなされた時期は、久米では科試が始まった直後、首里王府ではまだ実施前に相当し、この時点では科試の導入による学風の変化が顕在化していない可能性が極めて高い。このように考えると、この二つの証言に依拠する通説は見直す余地が確かにあり、今後、琉球漢籍に書き込まれている訓点の状況を整理する一方で、これらの訓点を江戸時代に刊行された諸々の訓点本と比較して影響関係を改めて調査する必要があると考える。

### 【注】

- (1) 田名真之《沖繩近世史の諸相》《琉球家譜の成立とその意義》(ひるぎ社、一九九二年)。
- (2) 最後に並べた二つの事例については、東恩納千鶴子《琉球における仮名文字の研究》(球陽堂書房、一九七三年)、一七五―一七六頁において指摘されている。田名家文書の辞令書が第十七号文書以降、全て漢字表記になっていることは、《日本復帰30周年記念特別展…資料に見る沖繩の歴史》(沖繩県公文書館、二〇〇二年)、九六頁を参照。漢学重視を含め、琉球王国において「中国化」が進行した実態とその背景については、赤嶺守《琉球王国》第五章《王国の改革と中国化》(講談社、二〇〇四年)を参照。
- (3) 浅野誠《沖繩県の教育史》第三章《近世後期》第三節《士族の教育》(思文閣出版、一九九一年)。

- (4) 拙稿〈琉球地方士人漢籍学習の実態―書き入れに着目した考察〉(《琉球大学教育学部紀要》第八十四集、二〇一四年)。
- (5) 高津孝・栄野川敦編《増補琉球関係漢籍目録》(日本學術振興会科学研究費補助金「近世琉球における漢籍の収集・流通・出版についての総合的研究」研究成果報告書別冊、二〇〇五年)、三―一〇頁。
- (6) 福建への私費留学生(勤学人)が行なった「読書習礼」の実態については、深澤秋人《近世琉球中国交流史の研究―居留地・組織体・海域―》第四章第二節「読書習礼」の実相(榕樹書林、二〇一一年)を参照。
- (7) 以上の楚南家の家譜の記事は、《那覇市史》資料篇第一卷六、家譜資料二(上)所収《魏姓家譜(七世魏良珠)》(那覇市企画部市史編纂室、一九九〇年)、三七―四九頁に見える。「著作漢文司」・「国学講解師」・「漢文組立寄役」などの職務内容は詳かにし難いが、《球陽》卷十三、尚敬王三十年(一七四二)「始置漢文組立職于唐栄」条および同卷二十一、尚育王十一年(一八四五)「本年六月、久米村添設漢文師一人暨漢文組立寄役一人、更将原所建寄役二人、改為漢文組立役、広教諸生振励文風」条の記事を見ると、基本的な職掌は把握できる。
- (8) 括弧の中に付記した登録番号は、《増補琉球関係漢籍目録》に示されているものと異なるが、括弧の中の番号は、修理を行なう際に収蔵機関が振り直したもので、本稿ではそれに従う。
- (9) たとえば、清代の大儒戴震(一七三三―一七七七)は、学問の方法論について、「經之至者、道也。所以明

道者、其詞也。所以成詞者、未有能外小学文字者也。由文字以通乎語言、由語言以通乎古聖賢之心志」と説いている。戴震《東原集》卷十《古經解鈎沈序》。

(10) この文字は塗抹されていて識別困難だが、後述の内閣文庫所蔵本を参考に「則」字と判断する。

(11) 拙稿《琉球地方士人漢籍学習の実態―書き入れに着目した考察》第三節《琉球漢学の全体的な傾向および漢籍学習の目的》を参照。

(12) 楚南家本《四書体注》に科試に関わる文字が散見することは、鹿児島大学高津孝教授の示教によって知り、その知見をもとに実地調査を実施した。

(13) 宮古島の家譜には同島内で科試が実施されていたことをうかがわせる記載が見受けられる。たとえば、《沖導氏系図家譜正統（原）》十四世玄望の条に、「恐多御座候得共申上候、私事去午年読書科御試之上、学校所加勢筆者被仰付、子年迄七年振出精相勸置申候……。未三月 故嘉手苧与人三男 奥平仁屋」（《平良市史》第三卷資料編一・前近代、平良市役所、一九八一年、三六二頁上）とある。同様の事例は他にもあり、今後、琉球の科試について実態解明を進めるには、琉球漢籍に対する漢籍と併せて家譜などの歴史記録の文言も調査する必要がある。なお、《平良市史》所収の家譜に見えるいくつかの事例については、法政大学沖縄文化研究所兼任所員の得能寿美氏から示教を受けた。

(14) 和訳・曾子が「三省」と言ったのは、もとより忠信や学問に関わらないものは無い。しかし、人の一身における大倫の綱目について言うと、「人のために謀る」や「朋友と交わる」以外に反省する範囲に含まれる

ものが無い、ということがあり得ようか。この点については《匯參》と《玩注》を参照。

- (15) 王步青《論語集注本義匯參》卷一、《四庫存目叢書》第百七十六冊（齊魯書社、一九九七年）、六九一頁上。「曰」以下の和訳・回答、曾子も他のことをまるつきり反省しなかったわけではない。ただ、この三事については、わずかに行き届かない部分があることに気づいていた。他の事柄も当然、反省しなくてはならぬが、とりわけこの三事が比較的急を要していただけの話である。

- (16) 書き入れにおける初出箇所を順に挙げると、《四書体注・論語》卷一〈学而第一〉「論語卷之一」の題目の下（第一葉右）、同、范翔注「学而全旨」の標示の天頭（第一葉右）、范翔注「敬事節」の標示の天頭（第三葉右）、范翔注「学而全旨」の標示の天頭（第一葉右）、卷二〈八佾第三〉范翔注「王孫節」の標示の天頭（第四葉左）、范翔注「子語節」の標示の天頭（第八葉左）。

- (17) 英廉等編《清代禁燬書目四種》所収、《叢書集成新編》第二冊（新文豊出版公司、一九八五年）、三三九頁下。

- (18) 吳哲夫《清代禁燬書目研究》第三章〈關於首惡及其相關作品〉第二節〈關於呂留良及其相關作品〉（嘉新水泥公司、一九六九年）、四七頁。引用文中の「留」字を原典は「畧」に誤る。なお、吳氏の調査によると、禁燬書に列せられている呂留良の作品は六十一種にも達する。《清代禁燬書目研究》、四六～四七頁。

- (19) 呂留良が大逆罪に問われるに至った経緯については、たとえば伊東貴之《思想としての中国近世》第五章第一節「政治」化する朱子学―呂留良事件の場合（東京大学出版会、二〇〇五年）を参照。

- (20) たとえば、《四書体注・論語》巻二（八佾篇）の「八佾全旨」の標示の天頭に、「三家為桓公之後、皆姬姓、而以季孫為氏、何也。見《俚諺鈔》」（第一葉右）の書き入れがあり、同「祭如節」の標示の天頭に「□□（始曰）仁孝誠敬之至、□（末）曰誠、何也。見《俚諺鈔》・《大全》」（第四葉左）の書き入れがある。
- (21) 江戸時代における自習書の流行については、鈴木俊幸《江戸の読書熱―自学する読者と書籍流通》第三章・第四章（平凡社、二〇〇七年）を参照。
- (22) 来木臣著、蔡徳貴・劉宗賢点校《易経大全会解―易経的智慧》〈点校説明〉（陝西師範大学出版社、二〇〇一年）。
- (23) 科試に関する真境名安興の説明を見ると、「経書は区切れの上、点入りするものと、句入れのみをするものとがあった」のであり、四書五経に訓点を施すように求められていたことが知られるが、試験の際に用いられた注釈書は挙げられていない。同氏によって国学の課業について説明されている文章を見ると、試験において《四書体注》や《易経会解》に訓点を施すことが求められている。真境名安興《沖繩教育史要》（《真境名安興全集》第二巻、琉球新報社、一九九三年）、四一七頁・三九六頁。中国の科挙試験の内容は、学校の課業と対応しており、事情は琉球王国においても同様だったと考えられる。
- (24) 拙稿《琉球地方士人漢籍学習の実態―書き入れに着目した考察》第四節《琉球漢学と文之点との関係》。
- (25) 村上雅孝によると、惺窩や羅山の加点が文之に先立つが、加点本が刊行されたのは文之点が最初である。同氏《近世初期漢字文化の世界》第一章第二節《文之玄昌と《周易伝義大全》》（明治書院、一九九八年）、

一三二～一三四頁。

(26) 本稿で用いる《周易伝義》は、寛永四年（一六二七）刊本を、八尾助左衛門が慶安元年（一六四八）に重刊した本である。

(27) 村上雅孝《近世初期漢字文化の世界》第一章第二節《文之玄昌と《周易伝義大全》》、一一八～一二三頁。

(28) 《桂庵和尚家法倭点》の引用は、川瀬一馬が中世の写本をもとに作成した翻刻文によった。翻刻文は、同氏《桂庵和尚家法倭点について》に付録として掲載されている。《紀要》第十二輯（青山学院女子短期大学、一九五九年）、六七頁。

(29) 浅野誠《沖縄県の教育史》、一一二頁。

(30) 鄭若玲によると、中国では上古以後、学校教育制度が発展し続けたが、その発展軌道が隋における科挙の導入によって大きく方向を換えられ、以後、学校教育は科挙との関係においてとらえられるようになり、全体の趨勢としては科挙が教育のありようを左右する地位を占め続けた。同氏《科挙・高考与社会之關係研究》（華中師範大学出版社、二〇〇七年）、四七頁。

【付記】 本稿を著す準備を進める際、楚南家文書の収蔵者たる沖縄文化研究所所長の屋嘉宗彦氏をはじめ、同所の所員や事務担当の方々には、資料閲覧の面で多大なる便宜を図っていただいた。兼任所員の得能寿美氏には、同所訪問の度に貴重な知見も提供していただいた。楚南家文書の修復をされた宮城誠氏（紙修復工房）には、

修復途中の書物の状況を含め、修復の作業内容を詳しく観察させていただいた。さらに、匿名の査読者からは、本稿の過誤や説明不足を正すための懇切丁寧なるご教示をたまわった。以上の各位および本稿で利用した漢籍の収蔵機関である法政大学沖縄文化研究所、国立公文書館、北谷町教育委員会、八重山博物館、久米島博物館に謝意を表す。なお、本稿は、日本学術振興会科学研究費基盤研究（B）「新出資料による琉球処分期琉球知識人の総合的研究―そのアイデンティティに着目して」（課題番号：二六二八三〇〇九）・同「日中校勘学の発展と相関をめぐる複合的研究」（課題番号：二三三三二〇〇〇九）による研究成果の一部である。